

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第91号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)